

# 「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容

以下のとおり、2019年6月1日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

## 証券総合取引約款

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第2条 保護預り証券</b></p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は</u>都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2) ～ (3) ( 現行どおり )</p>  | <p><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第2条 保護預り証券</b></p> <p>(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>(2) ～ (3) ( 省 略 )</p> |
| <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第15条の2 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約</b></p> <p><u>当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われな</u><u>いこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</u></p> <p>(1) <u>当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする</u><u>こと</u></p> <p>(2) <u>前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</u></p> <p>(3) <u>本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること</u></p> <p>(4) <u>当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと</u></p> <p>(5) <u>お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担</u></p> | <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p>( 新 設 )</p>  |

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p><u>保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</u></p> <p><u>(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</u></p> <p><u>(7) 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき</u></p> <p><u>(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</u></p> <p><u>(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき</u></p> <p><u>(4) 支払を停止したとき</u></p> <p><u>(5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき</u></p> <p><u>(6) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</u></p> <p><u>(8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたととき</u></p> <p><u>3 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。</u></p> <p><u>4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</u></p> |   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>5 <u>お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</u></p> <p>6 <u>第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）</u></p> <p>7 <u>前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</u></p> |   |
| <p><b>第12章 雑 則</b></p> <p><b>第1条 契約の解除</b></p> <p>(1) 第1章第2条(1)の契約は、次の①から⑨の場合に解約されます。</p> <p>①～⑧ ( 現行どおり )<br/>( 削 る )</p> <p>⑨ ( 現行どおり )</p> <p><b>第5条 この約款の変更</b></p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p>  | <p><b>第12章 雑 則</b></p> <p><b>第1条 契約の解除</b></p> <p>(1) 第1章第2条(1)の契約は、次の①から⑩の場合に解約されます。</p> <p>①～⑧ ( 省 略 )</p> <p>⑨ <u>本章第5条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合</u></p> <p>⑩ ( 省 略 )</p> <p><b>第5条 この約款の変更</b></p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にもかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがない時は、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> |

## 外国証券取引口座約款

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>(契約の解除)</b><br/> <b>第28条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。<br/>           ①、② ( 現行どおり )<br/>                     ( 削      る )</p> <p>③～⑦ ( 現行どおり )</p> <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第31条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> | <p><b>(契約の解除)</b><br/> <b>第28条</b> 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。<br/>           ①、② ( 省      略 )<br/> <u>③31条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき</u><br/>           ④～⑧ ( 省      略 )</p> <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第31条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがない時は、その変更に同意したものとします。</u></p> |

## 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第16条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> | <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第16条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> |

## 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第8条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> | <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第8条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとし</u>ます。</p> |

## 特定管理口座約款

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第9条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等への掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> | <p><b>(約款の変更)</b><br/> <b>第9条</b> この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとし</u>ます。</p> |

以上